

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略） （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（県の一般職員の例による人事委員会規則で定める職員を除く。）には、<u>平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u>を給料として支給する。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略） （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（県の一般職員の例による人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7～9 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（施行細則）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。